

(第1号様式)

入札（見積合わせ）結果調書

件名	旭川空港運営事業等に関する総合アドバイザー業務委託			
契約方法及び根拠条項	随意契約（一者特命） 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号			
契約の相手方	東京都千代田区有楽町1丁目1番2号 EY新日本有限責任監査法人 代表社員 片倉 正美			
契約金額	1,083,500円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税 98,500円）			
契約期間	契約締結の日 から 令和5年3月31日 まで			
契約担当課	地域振興部 空港政策課			
入札（見積）日時	令和4年4月15日 17時00分			
入札（見積）結果				
	業者名	第1回	第2回	入札等の執行状況
1	EY新日本有限責任監査法人	985,000円		決定
2				
3				
4				
5				
一者特命の随意契約とした理由	<p>北海道内7空港（新千歳，函館，釧路，稚内，女満別，帯広，旭川）の一括民間委託は，令和元年10月31日に運営者である北海道エアポート(株)と実施契約を締結し，令和2年1月から7空港のビル運営，同年6月から新千歳空港，同年10月から旭川空港，令和3年3月から残り5空港の空港運営が開始され，上下一体化による空港維持管理運営が実施されている。また，令和4年4月からは，7空港すべてのビル会社が同社に合併され，ビル事業についても同社が直接実施することとなる。</p> <p>運営者が実施する空港維持管理運営は，モニタリング等を通じて監視していくこととなるが，効率的な進め方や提案施策完了への運営者の活動などは，専門的な助言が必要であり，今後も実施契約や運営者による提案履行等については，実施契約等に沿った対応が必要となる。</p> <p>同法人は北海道内7空港特定運営事業のアドバイザーを務め，実施契約書等を策定するなど本事業に最も精通しており，実施契約等の適用等に関して助言を行う本業務を適切に遂行できると認められることから，同法人を相手方として選定する。</p> <p>なお，北海道庁，帯広市も同様に同一法人に委託する予定である。</p> <p>（旭川市随意契約ガイドライン 2（1）イに該当）</p>			